

適正負担原則の現実と課題

八 卷 節 夫

目次

- 一、適正負担原則の学問上の系譜と現代的意義
- 二、適正負担の原則の適用に対する批判
- 三、公共財の位置づけと適正負担
- 四、適正負担原則の現実適用の可能性
- 五、課題と展望

一、適正負担原則の学問上の系譜と現代的意義

最近、地方財政においておける行政改革の大きな流れの中で、「受益と負担の明確化」が叫ばれるようになった。本稿の目的は、現実の自治体の財政改革において「受益と負担の適合」がどこまで可能かを探ることである。行政改革論議で強調される財政責任の明確化も、こうした「受益と負担の適合」に基づくことによってはじめて具体性をもつことができるのである。このように、「受益と負担の適合」は、自治体住民に対して公共サービスの特性に適合する負担を求める原則である。本稿ではそれを「適正負担の原則」と呼ぶことにする。

G.Schmöldersが、産業国家の進展と共に公的欲求が個人的性格を失って集合的性格を強めていくという理由で、いわゆる受益者負担による財源調達法の後退を予言したのは1950年代であった¹⁾。それ以前にも、とりわけSteinやWagnerは、ドイツについての長期の発展予測を立てて、国家・地方団体の活動の利益の分配がますますすべての者に均等化して、個別に把握することが困難になるという理由で、料金をはじめとする受益者負担の相対的減退を根拠づけた²⁾。このStein = Wagnerの定理は、現代において再び関心が持たれ始めている。この定理を現代的に表現すると、公共団体は今後利益を拡散させる純粋公共財供給のための租税調達の傾向を強めていき、逆に特定の個人や地域に帰属する利益をもたらす公共サービスの供給のための受益者負担の程度を次第に弱めていく

1) G.Schmölders[1959], S.62.

2) L.V.Stein[1860], S.152. A. Wagner[1893], S.863f.

ということになる。

しかし、こうした長期予測とは反対に現実には課税の限界の認識のもとに、受益者負担の考え方がかなり前面に押し出されるようになってきている。公共サービスはそれを要求し、受益した者が支払うべきであるという考え方は、戦後公共団体のサービスのメニューが拡大される過程でしだいに理解されるようになった。また、現実の財政構造が受益者負担の傾向を強めていることを統計的に検証しようとする研究も現れている³⁾。

また、近年、少子・高齢化時代の財源調達問題をはじめ、公債の累増、国と地方の財政関係の抜本改革などの問題解決が緊要になってくるとともに、「受益と負担の明確化」が叫ばれるようになった。ドイツにおいても、伝統的に「等価負担原則」(Äquivalenzprinzip)の名のもとに、こうした「受益と負担の適合」が求められてきた⁴⁾。近年、受益者負担の全財政収入に占める比率の増大傾向が見られ、「租税国家から料金国家へ」というパラダイムの転換さえ指摘されているほどである⁵⁾。

ドイツの「等価負担原則」の捉え方は、論者によりまちまちである。行政の現場で一般に使われている意味で言えば、それは応益負担(受益者負担)そのものである。「等価負担原則」という言葉の源流をたどれば、プロイセンの上級行政裁判所の判決文までさかのぼることができる。そのそもその意味は、料金・手数料の上限を決めるのに受益者の便益との適切な関係を要求するというものであった⁶⁾。それが今日までさまざまに解釈され発展したものであるが、基本は負担の高さが提供される公共サービスと無関係であったり、不適合であってはならないというものである。つまり、広い意味でいえば「受益」と「負担」の適合を求める原則である。

この等価負担原則を非常に限定的に解釈したのは、H.Haller(1961)やF.Neumark(1970)である。確かにハラーは、等価負担原則を広範に考察し、費用等価、グループ等価や時間的等価を指摘している。しかし、それはあくまで二次的な機能しか持たないと狭く解釈したのである。他方、それより100年弱あまり前、E.Sax[1887]は、「等価負担原則」という言葉そのものは使っていないが公共サービス全体に関して、「受益」と「負担」の適合に焦点を当て、「国民が受け取る様々な公共サービスをその特色に応じて分類し、その負担をそれらに適合させるべきである⁷⁾」ことを主張したのである。

3) P. Bohley[1977], S. 2.

4) 等価負担原則に関する最新の研究として、Hansjürgens,B.[2001]が注目される。

5) Sacksofsky,U./J.Wieland(Hrsg.)[2000], S.7.

6) Stenger,J.[1995], S.207.

7) Sax,E.[1956], S.348ff.

また、K.Wicksell およびE.Lindahl 等もその流れを汲むものと考えられる⁸⁾。それは単なる「応益原則」を超えた概念であり、あらゆる公共サービスの受益に適合する負担を求めるという意味で、「適正負担原則」ともいうべきものである。この「広い意味での等価負担原則」（以後「適正負担原則」）は、それ以降J.M.Buchanan/G.Brennan等によって公共選択論として違った形で発展していった。問題は、これらの分析が単なる理念やモデル分析にとどまり、極めて限定的にしか現実の予算政策過程に関連づけられていないため、この理論は「制度的空白」ともいうべき状態に置かれていることである。適正負担原則を機軸にこうした制度的空白をいくらかでも埋めることができれば、それは財政構造改革や自治体行政改革を迫られている現代日本にとっても有益な改革となるであろう。

近年、悪化している地方財政構造の改革論議でようやくその重要性が認識されるようになった「受益と負担の明確化」も、こうした「受益と負担の適合」を求める適正負担原則の視点を持つことによってその目的を体系的に実現できると考える。こうした研究を理論的にも実証的にも深めることは、予算の効率的配分の改革に資するばかりでなく、今後自治体行政改革の本格化を迎えて「負担」と「受益」のあり方がますます厳しく問われる地方財政システム構築のためにも、そして国と地方の役割分担、公民連携における官と民の役割分担の明確化のために、重要なガイド・ラインになるものと思われ、その現代的意義は大きい。

地方財政改革論で叫ばれている「受益と負担の明確化」とか「国と地方の役割分担」の主張は、国は応能原則、地方財政は応益原則といった二分法にとらわれているものが多い。能力負担か応益負担かの二元論では負担の適正な現実的あり方が見失われてしまう。現実には、地方や国が提供する公共財の特質はさまざまであって二元論では割り切れない。こうした二元論にとらわれず、「公共サービスの性格の違いに適合した負担のあり方」を求める「適正負担の原則」という視点が重要である。負担に見合う受益が得られるとき市民は支払いに納得できる。負担の垂直的・水平的公平を考える前提としてこの「適正負担原則」は重要性を増している。この視点を現実の予算意思形成において内生化し、制度化することが今後の財政構造改革の基本方向となるであろう。

そのために行うべきことは、第一に公共財を政策課題別に分類し、それらを公共財のパースペクティブの中に位置づけることである。そしてそれらに適合する負担の在り方を求め、現実とのかい離を明らかにすることである。第二に、国と地方の間および官と民の間の役割分担の明確化のために、行政の在り方の問題点、とりわけ国から地方への義務付けと財源調達問題に分析のメスを入れることである。この点に関して一つの教訓になるのが、ドイツの「牽連性の原則」の州法への法定

8) ただし、Sax自身は、WicksellやLindahlの見解をSax学説の「悪しき展開である」と批判している。

Sax[1956], S.348.

化である⁹⁾。また、本稿では、現実の適正負担原則の適用を判断する基準を「補完性原理」に求める。というのは、「補完性原理」は、自助、共助、公助と負担の優先順位を重視するものであるから、それは適正負担の原則を強化する方向を自ずから目指すことになるからである。例えば、自助優先の場合、その自助負担（受益者負担）にふさわしい公共サービスは何かを決めなければならない。

二、適正負担の原則の適用に対する批判

公共財の位置づけに入る前に、等価原則適用に対する批判点を振り返っておこう。財政学の学問の世界でも現実においても、この等価負担の強化についての批判が絶えずつきまどってきた。ここではその主なものを取り上げ、その妥当性を検討する。

第一に最も多い批判としてあげられるのが、等価原則をいわゆる応益原則と限定して捉え、公共財の供給は広く市民（国民）全体を対象にするものであるから、特定の受益者のみに負担を限定するのは不公平であるという主張である。

第二に、政府からより多く受益する者は福祉サービスを中心に低所得者が多く含まれ、彼らに利益に応じて負担を求めるのは応能原則に反し不公平であるという主張である。こうした批判は妥当であろうか。

第一の批判については、先ずはじめに公共財の供給は受益が特定範囲に限られた準公共財であるケースがほとんどであることが指摘できる。また純粋公共財であっても、それは一般税で財源調達すべきであって、特定のグループだけに負わすべきではないというのはむしろ適正負担の考え方からでてくる主張である。第二の批判についても、低所得者対象の福祉公共財の提供は公共財の特質としてはむしろ純粋公共財的なものであり、適正負担の原則からは広く国民全体で負担すべき共同負担（一般税）が適正である。

適正負担原則の適用は、あくまで適正な所得分配状態の実現を前提にした配分問題である。所得格差を是正する所得再分配政策は、分配政策部門の基準で行うべきものである。もちろん、サムエルソンやマスグレーブが考察したこうした「配分と分配の分離」には問題がある。現実にはそれらは相互に影響し合うものであるから、マクガイア＝アーロン¹⁰⁾のように両者の同時決定分析を行うことが求められる。この問題は後述することにして¹¹⁾、適正負担の原則は適正な所得分配を前提にした上での「受益と負担の適合」を求める最適配分原則であると述べるにとどめよう¹²⁾。

9) ドイツの牽連性の原則については、八巻[2010]を参照。

10) McGuire, M.C. & H. Aaron[1969], pp.31-39.

11) 本稿第五節参照。またこの問題の詳細については、八巻[1979], pp.271-276.

12) Saxもこの点に関して、「われわれの理論の基礎にある正規な租税と国民の特定層の財産および所得状態を修正する意図を持つ没収的な措置である租税とは区別すべきである。現存の所有状態に対するこうした介入

第三に、適正負担原則の源流であるSax学説に対する財政学上の批判があげられる。例えば、SchmöldersはSaxを批判して次のように述べている。「Saxの『租税価値論』を経て、今日のイタリア財政学に至るまで、財政権力を単純な独占にまで、すなわち、一方的に定められた独占価格にまで引き下げている。そしてその時々々の被統治階級は、この独占価格を統治階級に関して支払わなければならないものである¹³⁾」

しかし、Sax自身はヴィクセルやリンドール以降の租税価格説をむしろ批判している。Saxは、租税支払いの目的を「各団体構成員（国民）は、劣位の個人(私的)欲求から高位の集合欲求に財を向けることによって、個人にとっては価値の低い財が価値の高い財へ転換される」ことにあるとしている。これが租税支払いの経済的意味である。このような欲求充足の選択プロセスをへて個人の欲求系列には、個人の私的欲求と集合欲求の両者の「調和的充足」が実現されるとしているのである。ここに各人の経済において価値の指示する標準に従って、租税額が決定されるというSaxの「租税価値論」の重要命題が導出される。このようにSaxの学説を租税価格論に含めることには無理があると思える。

次に、Saxに対する財政学説上の批判として、井藤半弥の諸論を取り上げよう。教授のSax学説に対する批判は次の言葉に要約される。すなわち、「彼（Sax）の価値論を一貫するには、租税原則として利益説、国家給付と租税給付の等価説をとるべきであった。しかしながら、これは租税の強制性という事実と反する。ザックスは、強制という事実と忠ならんとしたため、個々人の間の給付の価値均等という犠牲平等説をとった。しかしこの考は、彼の根本思想に反するものであり、彼の国家経済論の統一は破られた¹⁴⁾」

しかし、Saxは国家給付と租税給付の等価交換説の応益原則を強く否定していった。ヴィクセルやリンドール流の租税価格説の展開を「Sax学説の悪しき展開」として非難しているのである。むしろそれはSax自身が租税現象を集合的価値現象とみる根本思想の一貫性を貫いた結果である。また、租税支払いは、犠牲ではなく費用価値（租税支払い）を上回る目的価値（公共サービス価値）の獲得という合理的な経済行為であって、決して犠牲とは見なしていない。Saxはもちろん租税現象のもつ強制的要素を否定している訳ではない。そうではなく、強制の背後に見え隠れして一貫して流れている経済原則をなぜ軽視するのか、この租税現象にとって最も重要なポイントである経済的要素を否定して、強制的要素のみを前面に押し出すのは一面性のそしりを免れないのではないか

の根拠は理論にとっては外から与えられるものである。…われわれの関心を持つ租税は、その時々々の安定した（所得…筆者）状態に行われるものであって、現存の経常的な所有状態に基づいておこる経済行為である。」と述べている。Sax,E.[1956], S.343.

13) Schmolders,G.[1955], S.20.

14) 井藤半弥[1935], pp.513.

というのである¹⁵⁾。

最後に、等価原則を応益原則のみに狭く限定して、応能原則に適用できないとする見解に対しては、Saxの「適正負担の原則」は受益と負担の適合といった広い意味での等価原則であり、社会扶助や国防など純粋公共財にも、それに適合する負担を求めるものであることを指摘しておこう。この点に関して、Hansjürgensは図表1のように公共財を位置づけている。

まず1列目では、政府支出を非移転的支出（政府の移転的支出を除く公共サービス）と移転的支出（福祉や補助金など購買力が政府から国民に反対給付なしに移転する公共サービス）に分け、さらに連邦や州と自治体の政府構造から等価原則を捉えている。2列目では、狭義の伝統的等価原則の視点から公共サービスと負担のあり方をみたものである。そこでは応益原則が適用できる公共サービス（手数料、料金、受益者負担金など）だけに限定される。3、4列目は等価原則の拡張である。Hansjürgensは、等価原則の拡張パターンを二つに分け、拡張Ⅰは公共サービスの受益が特定グループや分野の個別消費性をもつものへの適用であり、拡張Ⅱは受益が広範に及んでいる純粋公共財への適用であるが、それについても負担との適合を求めると考えている。

問題は拡張Ⅱの場合の等価関係をどう捉えるかである。Hansjürgensによると、幅広い便益をもたらす純粋公共財も受益と負担の関連づけが可能である。たとえば防衛支出あるいは環境関連支出のような幅広い政策課題もまた等価の方向づけを可能とするのである。「内外の安全」あるいは「環境」といった政策の束は、所得税の特定財源化された部分によって資金調達される限りは、投票者は内外の安全とか環境保護という費用と便益についてのより厳密な情報を得ることになる。このようにして受益者としての公共サービスの利用者と資金調達との間の関係が確立されることによって「便益関連の等価」が可能となる。その上、支出が特定の収入と結びつけられることによって「インセンティブ関連の等価」が可能となる。つまり、自分の租税支払が特定の政策の枠の中で支出されることを知ることによって支払いインセンティブを高めることができるというのである。

我々の意味する「適正負担の原則」は、純粋公共財のような国民全体を包括するような公共サービスにも適用しようとするものである。国防サービスのような国民すべてに対し均等な価値の便益を提供する純粋公共財に対しては、同じく均等な価値の負担を求めるのが適切である。均等な価値の負担が比例税になるのか累進税になるのかはともかく、所得税のような一般税から財源調達されるべきである。このように、受益と負担の適合の観点から、また支払いインセンティブの観点からも、国民全体に及ぶような公共サービスを国防や福祉、環境といった政策の包括的な束として捉え、その束に適合する負担を特定する財源調達方法は評価できるものがある。

15) この点の詳細については、八巻[1988], pp.3-34.

図表 1 財政支出全体への等価原則の拡張

	等価原則の伝統的見解	定義の拡張 I：応益関連等価原則の適用の強化	定義の拡張 II：インセンティブ関連等価原則適用の強化
非移転的支出 (財・サービス政府購入)	等価原則が狭義の代価支払いと見なされる。	非移転的支出部門の全体に適用する。とりわけ個別消費要素のある部門（例えば、教育、交通）に対してインセンティブ効果が実現できる。	便益が広範であるため、インセンティブが認められない非移転的支出がひとつの支出ブロックにまとめられ、一般税の部分に財源を特定できる（例えば、防衛は所得税の部分で財源調達される）。
移転的支出（社会保障支出や補助金）	社会保障の一部が等価原則との関連を持つ（社会保障の財源調達）。	左と同様であるが、社会保険の配分と分配関連を明確に分離する。その場合、等価原則による財源調達が受け入れられる。	真の所得再分配支出（例えば、社会保障支出）も等価原則との関連性を持つ。それはひとつの支出ブロックにまとめられ、一般税の部分で財源が特定される（例えば、社会扶助支出は、売上税の部分で財源調達される）。
連邦国家構造の形成	財政等価原則（政府レベルでの支出と収入の適合）と関連づけられる。	左と同様であるが、個別の連邦政府レベルでの収入と支出の統合の強化を強調する。	左と同様であるが、政治・経済の観点から生じるインセンティブ効果を考慮することを強化する。

出所：Hnsjürgens[2001], S.301.

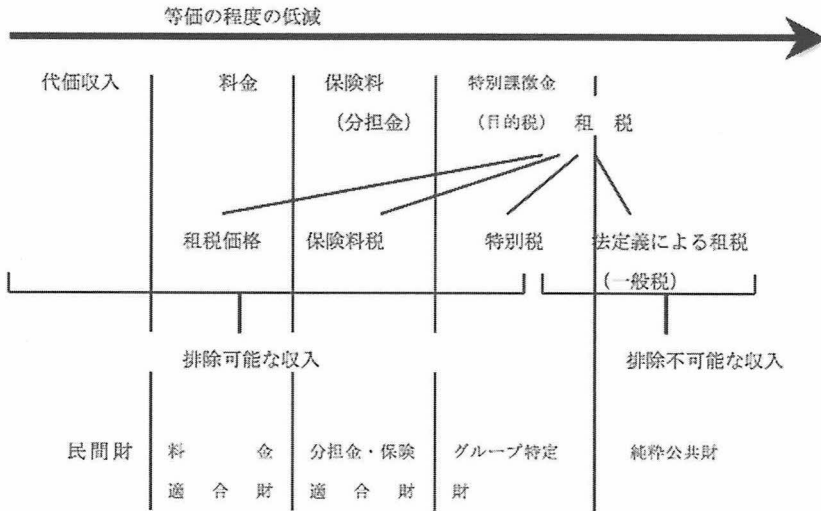
三、公共財の位置づけと適正負担

こうした「適正負担原則」を現実予算に適用するには、公共財の類別と適合する負担のあり方を明らかにすることが必要である。Bohleyによると¹⁶⁾、公共サービスとその適合負担は図表2のように類別できる。

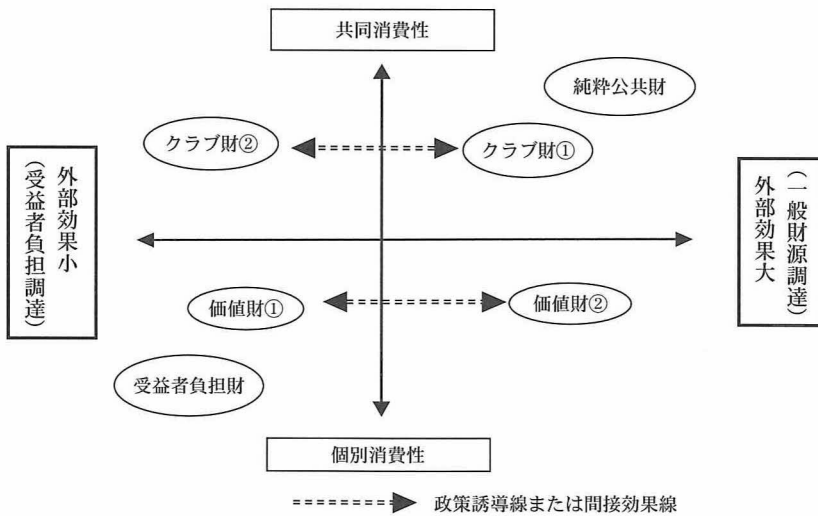
図において、Bohleyは等価の程度のスケール上に公共財を位置づけ、それに適合する負担を対応させている。最下段の財の類別の中で、市場価格で取引される民間財からはじまって料金適合公共財、保険料・分担金適合公共財、グループ特別公共財、純粋公共財というように次第に非等価の程度が高まっていく。公共財に適合する負担のあり方として、それぞれ「租税価格」、「保険料（分担金）税」、「特別税（目的税）」、「法定義による租税（一般税）」が対応し、そのうち前者3つが排除

16) Bohley,P.[1977], S.81.

図表2 公共サービスの分類と適正負担



図表3 外部効果を軸にした価値財とクラブ財の位置づけ



可能性を有しているが「一般税」は排除不可能であると位置づけられている。こうした試みは適正負担の原則の視点からの財政改革の基礎となる第1歩であり、今後精緻化が望まれよう。

八巻[2007]は、代表的公共財とその財源調達のあり方を図表3のように、個別消費性と共同消費性のスケールから求め、さらにそれらが時代とともに変容していくものであって、決して固定的な

ものではないことを指摘している¹⁷⁾。そこでは外部効果を尺度に、とりわけ「価値財」と「クラブ財」の位置づけが試みられている。図表3において、横軸に公共財の外部効果の大きさを、縦軸に共同消費の度合いを測ってある。図の西南から北東へ（受益者負担財から純粋公共財へ）向かうベクトルは、共同消費性の度合いが高まる（したがって公共財の純度が高まる）と同時に外部効果も大きくなり、したがって、一般財源調達が次第に適正となるので比較的理解しやすい。

しかし問題は、東南から北西へ向かうベクトルの理解である。その象限に位置するのを代表的に、価値財とクラブ財と呼ぶことにする。そのうち価値財は、スタートの直接効果だけを見れば、あくまで個別消費であり、外部効果も限定的なものに考えられる（価値財①）。しかし、その間接効果としての外部効果が大きく、政府はそこに着目してその一定程度の消費レベルを実現する価値があるとみなす。つまり、それを実現する政策的要請が大きい財である。したがって、政府は一般財源の補助金により料金を引き下げてまで、特定の消費レベルを確保しようとする（消費者選好を修正する）財である（価値財②）。またクラブ財についても、それはあくまで直接に目指されるのは、共同消費の度合いの高い公共性の高いものである（クラブ財①）しかし、こうした公共財の供給に伴い、他者とは明らかに区別できる特別に大きい便益を得る個人ないしグループが存在することに着目して、その特別受益者からその便益を吸収するための特別料金・課金・分担金・目的税を徴収しようとする意図される財である（クラブ財②）。価値財とクラブ財を以上のように理解することで、それに適合する負担を求めることが可能となる。

また、計画の段階や実現当初に価値財の基本要素である外部効果が消費者選好を修正するほど大きなものであったとしても、次第に限定的な外部効果しか発生させなくなる場合は、価値財②から①へ変容していく可能性がある。クラブ財についても、当初受益グループに限られものであったとしても、地域全体を潤すほど外部効果が拡大すれば、クラブ財②から①へ、地域純粋公共財へ発展していく可能性があるだろう。つまり、これらの公共財については、時代とともに変容していく可能性を視野に入れておくべきである。

こうした公共財の分類に合わせて受益者負担による財源充足率を厳密に適合させることは現実には困難であり、恣意性を免れないであろう。しかしながら、たとえば、公共財を適正負担基準に従って類別し、受益者負担による財源調達比率をそれぞれの分野で仮に措定した場合の負担のあり方に対する影響を探りながら、試行錯誤的に負担を適正なものに近づけるとか、価値財やスピル・オーバー公共財やクラブ財のような地方の混合財の中から純粋公共財部分を取り出し、その部分のみを一般的な租税でまかない、残りは受益者負担にするなどは現実政策改革としても可能であろう。

地方財政支出の中で、義務的経費が増大し、地方独自財源に基づく住民選好指向的な支出が犠牲

17) 八巻[2007], pp.98-98.

になっている現状を打開するためにも、こうした試みの意義は大きい。ともあれ、「受益と負担の一致」の観点を改革の前面に出すことにより、公共財供給者も負担者である住民にも財政意思形成の質の向上ばかりでなく、そのためのさまざまな制度改革の工夫や戦略が生まれることが期待できるのである。

K.N.Münch[1976]は、ドイツの予算の政策領域を、公共サービスのさまざまな特性（共同消費性、競合性、排除可能性のみにとどまらず、拒否可能性、外部効果、配分効率、分配効果、はたまた連邦制や行政費や負担の方法など）により、①完全受益者負担サービス、②潜在受益者負担サービス、③限定受益者負担サービス、④非受益者負担サービスの4つのカテゴリーに分けて、それぞれの等

図表4 受益者負担の観点からの公共サービスの展望

現実例	財の分類			受益者負担判定基準				受益者負担可能性	
	準公共財	純公共財		資源効率	分配効果	便益・負担配分	行政費	受益者負担サービスの種類	受益者負担の種類
		限定的共同消費	ポータブル公共財						
非受益者負担金サービス									
国防			X	0	0	0	+++	0	
一般道路			X	0	0	+	+++	0	
限定受益者負担サービス									
病院		X		+~++	0	++	+	+	
公園		X		+	0	+	++	+	
潜在受益者負担サービス									
老人ホーム		X		+~++	0	+	+	++	+
公営住宅		X		+	0	++	0	++	+
公立図書館		X		0	0	++	0	++	+
完全受益者負担サービス									
アウトバーン		X		++	0	++	++	+++	+~++
電力	X			++	+	0	+	+++	++
ガス	X			++	+	0	+	+++	++
水道	X			+	+	0	+	+++	++
下水			X	0	+	++	+	+++	++

配分効率基準（0⇒なし、+⇒能力限界に達しうる場合、あるいはその他の理由から重要、++⇒能力限界を一時的ないし持続的に超過するゆえにかなり重要）

再分配基準（+⇒公共サービスがこれまですでに料金あるいは価格が課せられているか、将来受益者負担調達をもつばらあるいは少なくとも主たる収入力になるという理由から、重要でない。0⇒重要であり、費用充足の受益者負担財源調達の場合、再分配効果の補整が必要。）

連邦主義の受益と負担の配分（0⇒重要でない。+⇒若干重要++⇒重要）

受益者負担徴収の行政費用（+++⇒きわめて重要（市場と類似の排除を行う場合、高い資源需要あり）、++⇒重要、+⇒若干重要、0⇒重要でないまたは無視しうる。）

受益者負担可能性（0⇒受益者負担不可能（租税調達が必要）、+⇒受益者負担限定的可能性、

++⇒受益者負担潜在的可能性、+++⇒受益者負担完全可能性。）

受益者負担の種類

+⇒平均的な限界費用による一律の受益者負担。

++⇒以下の三つの基準による費用充足的な受益者負担差別料金。すなわち、a) 需要の突出をならすための基準、b) 代替的施設への需要シフト基準、c) 個人的な要求と負担（たとえば排水）の程度による基準。

（出所）Münch[1976], 206ff.より作成

価による経費充足率の強化の可能性を探っている¹⁸⁾。図表4は、ミュンヒの分類にしたがって、受益者負担の観点からの主たる公共サービスを位置づけている。もちろんこれは1970年代のものであり、現代ではすでに民営化しているものもあるが、政策の類別のひとつの基準として大いに参考になろう。

四、適正負担原則の現実適用の可能性

それでは、適正負担原則を現実の予算制度の中で強化していくにはどのような具体的手段があるかを以下で考察することにする。

(1) 補完性原理の財政への適用

はじめにあげられるのは、「補完性原理」の法定化である。「補完性原理」は元来個人や民間団体の領域を最大限尊重し、とりわけ国家や自治体からのよけいな干渉をできるだけ避けるべきであるというキリスト教のカソリック社会回勅に淵源をもつ原則とされる¹⁹⁾。すなわち、国家や地方団体は個人や民間団体に対して、補完的機能のみを果たすべきであるというものである。これが結果的に、自助、共助、公助の順に負担が優先されていくことになっていった。問題は、公的領域における財政負担のあり方にこの原則を適用した場合いかなる優先順位になるのかである。

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、州法にこの補完性原理による財政負担のあり方の優先順位を規定している²⁰⁾。補完性原理を敷衍すれば、自ずから受益者負担（手数料、使用料、料金、保険料、分担金、目的税など）→租税→公債の順に財源調達の可能性を求めることになり、そのため公共サービスと負担の適合を求めることになる。

(2) 特定財源化の可能性

特定の収入を特定の支出に結びつける「特定財源」はいわゆる「ノン・アフェクタション（Non-Affectation）」という古典的予算原則によってできるだけ禁止すべきこととされてきた。これは、特定の収入と支出の間に特別の関連づけをしてはならないというものである。日本でも、ごく最近ま

18) Münch, K.N. [1976], S.54-58. および S.206-208.

19) 1931年のローマ教皇ピオ11世の社会回勅（クドラジェジモ・アンノ）。

20) ノルトライン・ヴェストファーレン州自治体公課法16条には、①市町村は法規定に従って公課を徴収する、②市町村は政策課題の実現のために必要な収入を、a)それが支持されかつ必要である限り、提供されたサービスに対する個別報償支払（Entgelten）、b)その他の収入が十分ではない限り、残りは租税から調達しなければならない、③市町村は他の財源調達が可能でなかったり、経済的に非合理的であったりすれば、借入れ調達が許される、と規定している。他の州でも同様の規定がある。

で揮発油税や自動車関連税の収入を道路財源に充てて収支の間に一種の「入質関係」あるいは「目的拘束」を設定し、特定財源化されていた。しかし、このノン・アフェクタシオン原則がもうけられたのは、17、8世紀のいわゆる「基金経済＝独立金庫」時代に多数の独立予算が成立し、それが予算を複雑にし、統一的な予算運営議会の審議を困難にしてきた経緯からであった。その後国家活動が増大し、多くの個別予算が統一されていった。現在でもなおこの原則は「単一予算原則」として残されている。

Wittmannにしたがって、特定財源に対する批判の主なものをあげると以下の通りである²¹⁾。

- 1) 全体の予算から切り離して特定財源をもうけると、その分だけ政策の協働が損なわれ、全体の財政政策目標の達成が難しくなる。
- 2) 全体の予算の概観を失わせ予算の効率的配分を妨げる。
- 3) 入ってきた収入をそのまま支出するから、コントロールの利かない浪費を生ぜしめる。
- 4) 特定の利益グループの要求の貫徹を容易にし、既に緊急性をなくしている公共サービスの過剰供給や継続を生ぜしめる。
- 5) 国民全体を対象にするような純粋公共財の供給には適用できない。
- 6) 能力原則からはなれる結果、所得再分配の政策目標に反する。

以上のうち、5)と6)については、上述の二のところで述べたので、ここではそれ以外の批判点について述べよう。1)でとりわけ問題になるのは、経済安定目標との協働である。確かに、全体の財政収入を同時的に利用できれば、景気政策もより効果的であるように思える。しかし、単一予算といっても現実には利用可能性は単年度に限定されている。特定財源支出が例えばインフラ整備のような景気政策的投入に向いているなら、それを全体の予算から切り離して、時間的に弾力的に操作する方がむしろ有効である。また、特定財源でも国民経済目標が危急に陥る時は、全体予算と連動できるように法的措置をとることは十分可能であろう。現にドイツの「経済安定成長促進法」第5～8条および15条に規定されている景気調整準備金をはじめとして、その拡大措置である景気付加税、安定付加税、投資税、自然増収の凍結、安定債の各種景気積み立て制度も特定収入を景気安定政策に特定財源化したものと考えられる。

2)の予算の効率的配分を妨げるという問題は、特定財源に対する本質的批判である。詳論は避けるが、少なくとも次のように述べることができる。財政硬直化の主たる原因は、社会保障支出や人件費などいわゆる「不可逆的支出」にある。これらの支出は伸び率をゼロやマイナスにすることが困難であり、財政収入の伸びが低くとも、それ自体独立した自律的成長を見せる。これに対して、公共投資の方は、景気後退に対応して弾力的に抑制されてきた。こうして予算は、消費的支出へ大

21) Wittmann, W.[1981], S.19.

大きく傾斜し、新しい政策実行の余地を狭めてきた。このように見ると、特定財源でないから予算の効率的配分が確保されるというのは経験的にも実証できない。予算の効率的配分は予算構造の問題であって、特定財源に本質的につきまとう問題ではない。後述するように、特定収入を特定支出に結びつける方式はむしろ予算の効率的配分に資する方法である。

次の3)の浪費的支出と4)の過剰供給問題は、同質のものなのでまとめて論じよう。公共収入が豊富に入れば入るほど公共サービス水準を顧みずに慣性的に支出を拡大する傾向は全体予算も同じことである。予想収入が高すぎる場合に税率を引き下げるか、黒字として翌年に繰り越す可能性は、むしろ特定財源予算の方が大きいといえる。他方、過剰供給傾向についても、全体予算の方が大きい。受益と負担の適合が曖昧である包括的な政策の束の中で、利益グループやフリーライダーに引きずられて過剰供給になりがちである。特定財源の場合は、特定の公共サービスを受益者が自ら負担するので、受益者でない一般納税者を巻き添えにするのは抑制される。そこには「自己負担」というコントロールのムチが働き、浪費や過剰供給の「財政錯覚」を狭めると考えられる。

特定財源の「ノン・アフェクタシオン」には見られない長所はなんといっても、それが納税者＝投票者の選好をよりよくとらえ、彼らの「個人的選好」に基づく租税の決定を財政意思決定過程により強く反映させる点である。納税者＝投票者や政治家が公共サービスの費用（＝負担）と便益について、両者を比較勘案ができる総合的な情報に基づいて意思決定できる。これが財政意思形成の質を高めることは明らかである。

最後に触れておきたいのは、特定財源化が成功するための前提条件についてである。日本の過去の道路特定財源に見られたように、道路拡張の必要性の程度が低下しているのに財源が比較的豊富に入ってくることから、必要もない道路拡張が行われたことに対する批判があった。それが特定財源すべてに対する批判として噴出した。しかしこうした事態は特定財源システムが機能する前提がみとされなかった結果である。成功の前提条件は支出の必要度と財源調達がリンクしていることである。必要度の低下の結果、減税や繰り越しがスムーズに行われることが必要なのである。そうした機能がシステムの中に組み込まれていることが重要である。支出と負担の適合はそのようなメカニズムがうまく働くように制度設計されることを求めるのである。

(3) 三者一致の原則と「牽連性原則」の強化

適正負担の原則を実現させるには、財政意思形成プロセスで政策決定者と公共サービスの受益者と負担者をできるだけ一致させることである。そもそもこの三者一致の原則の発想はBreton並びにOatesにさかのぼることができる。それは意思決定者、受益者、支払い者の3者が同一である場合にパレート最適が満たされ、財供給・消費までの総費用が最小になるというものである。私的財の場合にはこれら三つの全ての機能が同時に満たされる。しかし公共財の場合には、これらが必ずしも

一致するとは限らない。

三者が一致しないで、例えば意思決定者が負担者であるが受益者でない（意思決定の場で負担者の数が圧倒する）場合、公共財は過小供給になる傾向がある。逆に意思決定者が受益者であるが負担者でない（意思決定の際に受益者が優勢である）場合には、予算は過大になる。公共サービスが過剰供給となってもそれに対する財源調達の実責任を負わなくてすむからである。三者一致の原則を実現するには、①選挙システムや政治家の意思決定プロセスの制度改革、②事務・支出・租税権限の国・地方間配分や財政調整ルールの改革、③公民連携の推進などの様々な側面から改革が必要である。

ドイツでは2000年以降、基礎的自治体である市町村（Gemeinden）の粘り強い要請によって、いわゆる「牽連性の原則」（Konnexitätsprinzip）が州憲法に相次いで盛り込まれていた。「牽連性の原則」とは、政策意思決定者（立法者）がその政策執行経費の財源調達にも責任を持つべきであるというものである。つまり、意思決定者である連邦が同時に負担者になるようにすることで、今までの社会扶助の例のように過剰供給の負担を受益者（執行者）の自治体におわせる矛盾を解消しようとしたのである。この「牽連性の原則」は、これまで市町村レベルから連邦や州に対して盛んに要求されてきた原則である。ノルトライン・ヴェストファーレン州（NRW）では連邦や州の反対を克服し、ついに2004年6月改正の州憲法に規定されるに至った。「牽連性の原則」の法定により自治体はこの原則を遵守していない事実を根拠に州を裁判に提訴出来るようになった。この原則の実現により、少なくとも費用決定と費用負担の政府レベルでの分離を解消する「財政等価」の制度化が実現したことになる。

NRWの州憲法第78条第3項において、「州が法律や法令によって市町村や市町村連合に対して費用充足の同時的な決定が講じられなければ、特定の政策任務の委任や執行を義務づけることができない」とし、さらに付け加えて、新たな政策任務の委任および執行中の任務や委任事務の変更が、当該市町村や市町村連合に対して大きな負担を負わせる場合には、それに対応して法律や法令により、その後の発生する費用の査定に基づき必要な平均的経費を調達しなければならない」かつ「もし後にその経費の支払いがこうした費用の査定から逸脱していることが判明すれば、財政調整は将来に対して適合するように改められなければならない」とする厳しい規定である。

こうした牽連性の原則を州憲法に盛り込むことは、適正負担の原則を制度的に実現させる可能性を開く試みであり、意思決定者と受益者と負担者を一致させることによる公共財の効率的供給へ一歩近づく試みである。こうしてノルトライン・ヴェストファーレン州ばかりでなく、ヘッセン州、ザールラント、メクレンブルク・フォアポンメルン州も同じように牽連性原則を相次いで州憲法に規定していった。それらが共通に規定していることは、州が市町村（連合）に州憲法又は州法令によって執行を委任し、義務づける事務が結果的に市町村（連合）に大きい負担をもたらす場合に、州はその財政調整をしなければならないということである。

しかし、こうした「牽連性の原則」によって三者一致の原則が実現する訳ではない。「牽連性の原則」は「立法起因の牽連性ルール」（連邦レベルで意思決定者が負担者と一致する）を実現させるが、執行者（受益者）は自治体であり分離されている。Döring[2004]はこの点に関して、牽連性原則がもたらすジレンマを以下のように指摘している。

自治体に事務を委託し義務づける連邦や州をプリンシパル、事務を執行する自治体をエージェントと捉えることで、そこに情報の非対称性を含むいわゆる「プリンシパル・エージェント問題」が起ると想定される。州憲法に規定された通りに「厳密な牽連性原則」が実施された場合、委任を受ける自治体にとって事務執行の経費節約を行うインセンティブを持たない。とりわけ自治体にとって事務執行に関しての裁量の余地が残される行政支出予算の場合、支出分の財源が立法政府レベルによって補償されるとなれば、情報の非対称性を利用して過剰支出を行う傾向が出てこよう。厳密な牽連性原則がもたらす過剰支出ジレンマ現象がこれである²²⁾。

従来のように州憲法に「立法起因の牽連性原則」規定がなく基本104a)条第1項による場合、「執行起因の牽連性ルール」（執行者の自治体が財政責任をもつ、つまり受益者＝負担者）による場合は立法者（連邦か州）が、そして今回の改革のように州憲法の規定による「立法起因の牽連性ルール」による場合も（対象が裁量の余地を残す行政支出予算の場合には）、執行者（自治体）が、いずれも非効率的な支出行動戦略をとるジレンマ現象を生じさせるのである。それではこうしたジレンマはいかにしては克服できるであろうか。

(4) 共同システムから分離システムへの連邦制度改革

Hausner[2003]によると²³⁾、立法権限・執行権限・財源調達権限に関して、「結合システム」、「分離システム」、両者の組み合わせである「混合システム」に分類できる。このうち、結合システムは現在のドイツで主として行っている「共同政策」、「共同税」あるいは「混合財源調達」システムのことである。それは特定政策を複数の政府レベルで共同実施するシステムであり、財源についても共通の財源を一定の比率で配分するやり方である。これは「協調的連邦主義」と称される。

分離システムは完全分離と拘束分離に分類できる。ここでの議論と関連するのは、完全分離システムである。完全な自由分離システムは、財政調整に関して言えば、税源の選択・課税形態・徴収に関して、1つの政府レベルで完全に自由であり、無制限の租税自律性が特色である。各公共団体

22) Döringはこの件に関して、「行政支出」(Verwaltungsausgaben)と「目的支出」(Zweckausgaben)の区別が重要であるとしている。行政支出は事務の執行にかかる費用であり、人件費、物件費等々であるが、目的支出は立法（政策意思決定）による政策別支出であり、社会扶助費、住宅手当費、教育促進費などをさし、これには事務執行の際の裁量の余地はないので過剰支出問題は起こらない。

23) Hausner[2003], pp.51-59.

は他の政府レベルの特定の租税客体や課税標準また税率の高さも考慮する必要はない。その結果が、自治体の間に、資源配分・分配・経済安定政策上の全体の目標に関して何らの協調も行われな
い。このシステムが「競争的連邦主義」と呼ばれる所以である。

財政調達をはじめ立法・執行の権限が完全分離型であれば、確かに特定政府レベルで意思決定し
た政策の執行費用は自己調達でき、他の政府レベルに転嫁することはなくなる。また政策事務の変
更に対しても単独の政府レベルで弾力的に対応できるのである。意思決定者・受益者・負担者の
三者が一致し、牽連性原則を規定する必要性さえなくなるであろう。

しかし分離システムの欠点として、地域ごとに税率が異なってくるということ、公共サービス供
給水準に格差がでてくること、一国の統一的な経済・財政政策運営を困難にすること、個別の租税
客体の重複課税の恐れがあることなどがあげられる。しかし、こうした経済理論上は理想的な完全
分離システムの最大の問題はその政治的実現性がきわめて小さいという点である。もしこのシステ
ムを導入しようとするれば財政憲法を大幅に改正して、現在の財政調整制度そのものの解体に等しい
大幅改革をしなければならなくなるであろう。

そこで次に考えられる改革の現実的選択肢は政策費用の負担責任を、立法起因にせよ執行起因に
せよ、費用の原因を生じさせた政府レベルにその起因の程度に応じて帰着させる方式である。しか
しこうした原因者負担方式を実施するには、それぞれに帰着できる費用の正確な算定が出来なけれ
ばならない。こうした原因者負担配分は、実際に基本104a) 3条第3項及び4項にある現金給付（住
宅手当や教育促進と連邦教育促進法）で連邦と州の間で行われており、かなりの部分を立法起因と
して連邦が負担するが、連邦参議院の同意を要するとは言え、州も執行起因として負担する可能性
を想定しているのである。この提案は、こうした方式を連邦と州の間の問題に限らず、中央政府と
市町村の間に広げ、任意規定でなく義務規定として一般化することを意味している。

しかし、この改革案もまた、政治的実現可能性の問題で座礁する。立法起因の目的支出や執行起
因の行政費用のそれぞれの裁量から生じる費用をどれだけ正確に配分できるかの算定は実際ほとん
ど不可能であるといわれる。こうして「連邦、州と市町村の間で個別のケースのすべてにわたって、
原因者適合的な費用配分をめぐる永遠の衝突が起こる恐れがある。これは過大な費用算定コストを
もたらずであろう。²⁴⁾」

最後に牽連性原則のジレンマ克服の第3の選択肢は、例えばプリンシパルとして政策意思決定し
委任する中央政府が、エージェントたる事務執行者の市町村に対して特定のレベルのサービス実現
に対する見返りとして、定額でその執行費用負担するという方式である。つまり、これは立法起因
の費用負担配分をベースにしながらかも、執行者にも質の低下をもたらすことなく費用を節約するイ

24) Döring[2003], S.612.

インセンティブをもたせるための制度的工夫である。例えば、社会給付の例で言えばエージェント（この例では市町村）が事務の執行を引き受ける補償として、プリンシパル（この例では連邦）によって事実上即時に事務執行が保証できる金額が定額で支払われる。さらに連邦による定額移転額と実際支出された経費の間の差額が市町村に残るとすれば、市町村が連邦から与えられたサービスの質水準を維持しつつ、なお裁量の余地のある部分でコストを削減するインセンティブをもつであろう。こうした費用節約とサービスの質の保持が同時に確保でき、牽連性原則のもたらすジレンマが解消されるというわけである。

以上のいずれの改革案も、三者一致の原則へ近づくための制度的工夫であり、向かうべき方向は「適正負担の原則」の適用強化である。

五、課題と展望

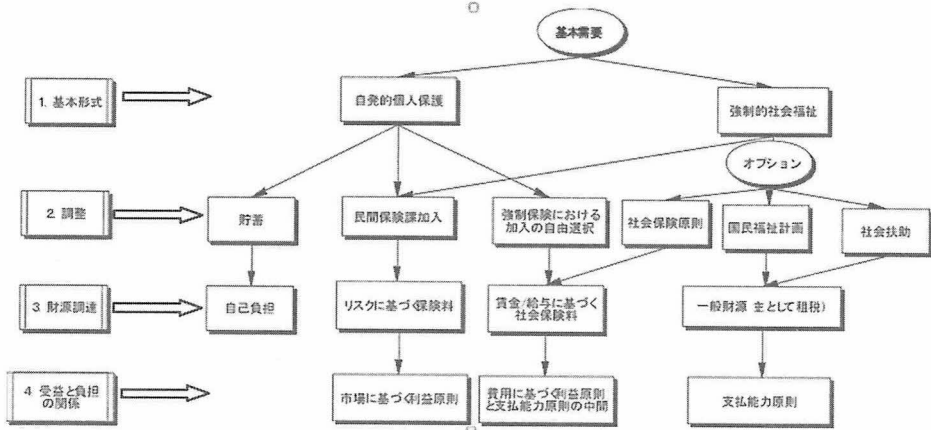
以上で、適正負担原則の現実への適用強化の制度的改革を検討してきた。最後に、社会保障分野に関して、適正負担の強化可能性を検討してみよう。図表5は、Zimmermann & Henkeによる社会保障（Sozial Leistung）の種類とそれに適合する財源との対応図である。図のように、どこまで租税で調達し、どこまで保険料で賄うかが問題である。社会扶助（生活保護）に受益者負担を適用し、保険料による財源調達を拡大することは、実際には困難である。しかし、社会保障全体の中から保険料やその他の受益者負担適用が可能な領域を洗い出し、その部分についてはできれば保険料で財源調達するのが望ましい。

これに関して問題なのは「配分と分配の分離」である。現実には切り離しは困難である。生活保護機能をいかなる公共財と捉えるかは必ずしも容易ではない。生活保護の機能を、生活困難に陥った場合は誰しも生活扶助を受けられるという「最後のネットワーク」に求めれば、それは「潜在的利用可能性」であり、保険に対応しない再分配政策として機能する「純粹公共財」と捉えられ、一般税による財源調達が適正になろう。他方、生活困窮に陥るリスクに対する保険として捉えられれば、それは保険数理的な等価に一致する保険料調達に接近させるべきである。

Sinn, H.-W.[1986]やHomann, K. & I.Pies[1996]らは、所得再分配が生活リスクを削減する配分機能を持っていると捉えている²⁵⁾。すなわち、生活困難に陥ったときに生活保護費が最後のネットワークとして支えてくれることが、市場経済で人々が安心して生活できるための保険であるというのである。再分配は、市場経済の効率性を損なう要素ではなく、むしろリスク削減をもたらす保険コストであり、それがあつために市場経済は機能できるのであつて、分配と効率は対立するものではないと主張する。このように捉えれば、生活保護プログラムの財源は保険料で調達されるべきである

25) Sinn, H.-W.[1986], S.567ff.およびHomann, K. & I.Pies[1996], S.205ff.

図表5 社会保障と適正負担の相関図



出所：Zimmermann,H. & K-D. Henke [2009], S.154より作成

ことになろう。

以上のように、生活保護費さえもリスク削減の保険であると捉えられる可能性が認められるにしても、現実の生活保護費の全体をリスク削減の保険であり、保険料調達が適正であるとする見なすには無理があろう。要はそれが可能かどうかはともかく、主として再分配機能を果たしている現行生活保護の中にどこまで保険要素が入り込んでいるか、それをどう算出するかである。ここでこの問題に深く入り込むことは避ける。

次に、医療保険について述べよう。保険料算定が平均的給付需要にリンクしていれば、適正原則に合致していると見なせる。現実には、保険料はある一定の上限額までは、所得に対し比例的に算定され、明らかに保険料と給付要求とは結びついていない。患者は医療サービスに対する需要を変化させることで保険料を変化させる手段をもたないのである。その上、医療費の精算は保険機関に全面的に頼っているので、実際支払われた給付と精算された給付の検証が行われていないため、適正でない負担を負わされている可能性がある。

適正負担原則適用のためには、保険料を医療サービス給付要求にリンクさせることが重要であるが、そのために例えば保健予防の軽視につながったり、また難病や慢性病、身体障害者が不利に扱われてはならないであろう。これらの要素は所得再分配機能であって、税で財源調達されるべきである。

最後に老齢年金問題について触れておこう。これについても「配分と分配要素」の切り離しが重要である。ひとつのポイントは、保険料とリンクしない年金給付があれば、それを正当化できるのは所得再分配政策であるということである。たとえば、日本のいわゆる「第三号被保険者問題」については、保険料を支払っていないことを正当化できないまま基礎年金の受給権利をもつことは、この適正負担からいって不当であるということになる。

また、育児期間中の保険料免除については意見が分かれるところである。育児が将来、保険料を支払う成人の養育という社会的貢献をしているから免除は当然であるとする考えからすれば、それは社会全体でそれを支える価値財と位置づけ、その部分は租税で賄うのが適正であろう。ただ、年金保険システムの一貫性を保とうという立場から、実質免除で形式的に支払ったと見なすのも現実的手法であろう。

年金の財源調達についても、基礎年金の2分の1が租税調達されている点は問題が残る。基礎年金が最低生活費の基礎的部分を保障するものであり、それを社会全体が支えるものとするれば、その部分は所得再分配機能であるから保険料に対応しない租税調達が適正である。しかし問題は基礎年金がすべての被保険者に一律に支給される点である。最低生活保障として機能させるならば、一律定額支給は妥当ではない。従って、改革の方向は基礎年金を国庫負担の2分の1部分に縮小し、低所得層のみに限定するのが適正負担にかなう。

この部分を福祉目的税として、特定財源化するのには上述のように肯定できよう。問題は、その財源が消費税であるという点である。というのは、最低生活保障という再分配機能そのものは、社会全体で支える純粋公共財の性格をもつものであり価値均等な受益である。従って費用も価値均等な負担が適正となる。消費税は緩やかな逆進性をもつものとされているので、この是正は避けられないであろう。さらに、最低生活保障の必要額に消費税額がリンクできるように、評価機関による定期的見直しなど制度的工夫が必要である。

以上考察してきたように、「適正負担原則」の視点から財政負担体系のすべてのあり方を検証して、そこに「受益と負担の不適合」が認められる場合には改革していくべきである。その際に肝要なのは、住民選好重視による財政意思形成の質の向上である。浮かび上がった大きな方向は、1つはあらゆる政府レベルにおける公共サービス体系の中に「受益＝負担」の領域を拡大すること、もう一つは配分と分配とを明確に機能分化することであった。こうした税制改革の二大方向こそ、すでに100年以上も前にSaxが主張した租税価値説の核心でもあった。そこから導出される処方箋こそ現代の民主主義国において現実的可能性を有する税制改革の大きな流れとなるものと考えるのである。こうして、今後Saxの命題に従って、いろいろな公共サービスが納税者＝投票者を捉える態様に基づいて類別し、それに適合する「財源調達」を結びつける「目的拘束システム」を総合的に開発すること、そして意思決定機関としての政府や納税者＝投票者などの行動パターンを動態モデルの中で定式化していくことが最も要請される。これこそ民主主義政治機構における市民財政学構築の将来の重要な課題となるであろう。

参考文献

- Bohley,P.[1977], *Gebühren und Beiträge*, Tübingen.
- Döring,T.[2004], “Konnexitätsprinzip”, *Wirtschaftswissenschaftliches Studium*, Heft10, C.H. Beck und Vahlen.
- Hansjürgens,B.[2001], *Äquivalenzprinzip und Staatsfinanzierung*, Finanzwissenschaftliche Forschungsarbeiten, N.F.Bd.72.
- Hausner, K.H.[2003], *Vergleich des bundesstaatlichen Finanzausgleich in Österreich und Deutschland vor dem Hintergrund der Ökonomischen Theorie des Föderalismus*, Reihe V, Volks- und Betriebswirtschaft, Bd./Vol.3011,Perter Lang, Frankfurt am Main.
- Homann, H. & I. Pies[1996], “Sozialpolitik für den Markt : Theoretische Perspektiven konstitutioneller Ökonomik”, Pies, I. & M. Leschke(Hrsg.), *James BuchanannsKonstitutionelle Ökonomik*, S.203-239.
- McGuire,M.C. & H. Aaron[1969], “Efficiency and Equity in Optimal Supply of a Public Good”, *the Review of Economics and Statistics*, Vol. L I , No.1, pp.31-39.
- Münch,K.N.[1976], *Kollektive Güter und Gebühren-Elemente einer Gebührentheorie für Kollektivgüter-*, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen.
- Sacksofsky,U. & J. Wieland(Hrsg.)[2000], *Vom Steuerstaat zum Gebührenstaat*, Interdisziplinäre Studien zu Recht und Staat, Bd.14, Nomos Verlagsgesellschaft.
- Sax, E.[1887], *Grundlehrgung der theoretischen Staatswirtschaft*.
- Sax, E. [1956], “Die Werthungstheorie der Steuer”, *Zeitschrift für Nationalökonomie*, X V , Bd., Heft 3.
- Schmölders, G.[1955], *Finanzpolitik*, (山口忠夫監訳[1957], 『財政政策』,中央大学出版会).
- Sinn,H.-W.[1986], “Risiko als Produktionsfaktor”, *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd.201, S.557-571.
- Stein, L.V.[1860], *Lehrbuch der Finanzwissenschaft, Als Grundlage für Vorlesung und zum Selbststudium*, 1. Aufl., Leipzig.
- Stenger, J.[1995], *Das Steuerrecht als Instrument des Umweltschutzes*, Europäische Hochschulschriften, Reihe V, Volks- und Betriebswirtschaft, Bd./Vol.1731, Peter Lang.
- Wagner, A.[1880], *Finanzwissenschaft, 2.Theil, Theorie der Besteuerung*, 1. Aufl., Leipzig-Heiderberg.
- Wagner, A.[1893], *Grundlagen der Volkswirtschaft*, 3. Aufl., Leipzig.
- Wittmann, W.[1981], “Zweckbindung öffentlicher Einnahmen”, *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N.F., Bd.121.
- Zimmermann, H. & K-D. Henke[2009], *Finanzwissenschaft*, 10. Aufl. F. Vahlen.
- 井藤半弥[1935], 『租税原則学説の構造と生成』, 千倉書房
- 八巻節夫[1979], 「公平負担の経済的解明」, 『現代経済学の諸問題』, 第4号, pp.253-285, 東洋大学経済研究所
- 八巻節夫[1988], 『租税価値論と税制改革』, 八千代出版
- 八巻節夫[2007], 「適正負担の原則と公民連携—京都市と我孫子を中心事例として—」, 『三位一体と地方分権—受益と負担の一致の視点から—』 研究プロジェクト年報第5号, pp.91-108, 東洋大学現代社会総合研究所
- 八巻節夫[2010], 「ドイツ連邦制度改革の過程と課題」, 『経済論集』, pp.145-163, 東洋大学経済研究会